

被扶養者が脱退するときの提出書類について

該当事由が複数にまたがる場合は、該当するすべての提出書類をご提出ください。

	事由	資格喪失日	提出書類
①	1. 家族が就職した 2. 家族がパート勤務先の健保に加入した 3. 家族が法人の代表者または常勤役員に就任した※ ※法人の役員（取締役、理事など）は原則として被用者保険の強制加入被保険者となります。代表者や社員の指揮命令など経営に携わる役員（常勤役員）は収入水準に関わらず被扶養者となることができません。実家の家業などで、業務に関与しない名前だけの役員に就任した場合や、単純作業や一般事務など職務内容が従業員と同等である場合のみ、給与所得者に準じて扱います。	1. 就職した日 2. パート勤務先の健保に加入した日 3. 家族が法人の代表者等に就任した日	・ 1～2. 就職先または勤務先の保険証のコピー ・ 3. 内容が確認できる書類
②	家族の収入が収入基準を超えた (給与・事業・年金収入等全ての収入を含む)	収入基準を超えたと認められる日	・ 内容が確認出来る書類
③	家族が雇用保険を受給した	受給開始日 給付制限が無い場合 待機満了日の翌日 給付制限がある場合 給付制限期間終了日の翌日	・ 雇用保険受給資格者証両面の写し
④	配偶者と離婚した (配偶者と離婚し、元配偶者や家族が資格を失う場合)	離婚日の翌日 協議離婚—離婚届の届出日の翌日 調停離婚—調停成立日の翌日	・ 離婚届受理証明書等、該当日がわかる書類の写し ・ 離婚後、被扶養者となっている子供がいる場合は、再審査が必要です。
⑤	家族が死亡した	死亡日の翌日	・ 死亡診断書等、該当日がわかる書類の写し
⑥	家族が結婚して独立した	結婚した日	・ 独立した家族が新たに加入した健康保険証のコピー ・ 婚姻届受理証明書等、該当日がわかる書類の写し
⑦	家族への生計維持関係がなくなった 1. 家族が別居した（同居が条件である家族の場合） 2. 独立させた 3. 別居の家族への送金をやめた 4. 家族の収入が被保険者の収入の1/2を超えた (同居の家族である場合) 5. その他	1. 別居を始めた日 2. 家族への生計維持をやめた日 3. 最後に送金を確認できた月の翌月1日付等 4～5. 事実の発生が確認できた日	1～2. 別居した日が確認できる書類（住民票「除票」等） 2. 他のいずれの事由にも該当せず、単に同居の家族が独立されたために、生計維持をやめた場合は必要ありません。 3. 継続した送金の終了が確認できる書類。 4～5. 内容が確認できる書類
⑧	被保険者が被扶養者の主たる生計維持者ではなくなった（夫婦共働きで家族を扶養している場合） 1. 同居 配偶者の収入が被保険者の収入を上回った。 2. 別居 配偶者の（収入・仕送り額）が被保険者の（仕送り額・収入）を上回った。 ①被扶養者と別居している配偶者の仕送り額が被保険者の収入を上回った ②被扶養者と同居している配偶者の収入が被保険者の仕送り額を上回った ③被扶養者と別居している配偶者の仕送り額が被保険者の仕送り額を上回った	配偶者側の健保の認定日	・ 被保険者と配偶者の収入証明書類 -1- (非) 課税証明書または住民税額決定通知書（所得の明細が記載されているもの）(※) ※60歳以上の方は(非) 課税証明書を提出してください。 -2- 転職又は雇用形態の変更により、-1-と現状の収入が異なる場合は(1)～(3)のいずれか (1) 今後1年間の年収見込額証明書（雇用主発行のもの） (2) 前年分の源泉徴収票 (3) 給与明細3か月分（賞与が無い場合） -3- 給与以外の収入がある場合は各種収入証明書類 -4- 仕送り額の証明書類 送金状況が確認できる銀行振込証明（写し）（前回の被扶養者確認調査以降の毎月分） ・ 被扶養者であった家族が新たに加入した健康保険証のコピー
※被扶養者に対して被保険者と同等の扶養義務者がいる場合も配偶者と同様の取り扱いです。			
⑨	障害のある65～74歳の家族が広域連合の障害認定を受けた	障害認定を受けた日	・ 広域連合の被保険者証の写し
⑩	その他家族が被扶養者資格の基準に合致しなくなったとき	認定基準に合致しなくなったと認められる日	・ 内容が確認出来る書類

※配偶者が就業、収入基準を超えたなどの理由により、被扶養者でなくなった場合、現在扶養されている被扶養者の認定は、原則として夫婦の内収入の多い方となります。夫婦共働きの場合、別紙の「被扶養者を申請するときの提出書類」の認定対象者の【優先的扶養義務】についての証明書類【14】が必要です。

但し、給与収入の確認については以下に限定されますのでご注意ください。

被保険者 【14】 - (2)1または2 今後1年間の年収見込額証明書（雇用主発行のもの）または前年分の源泉徴収票

配偶者 【14】 - (2)1または3 今後1年間の年収見込額証明書（雇用主発行のもの）または給与明細直近3か月分（賞与が無い場合）または雇用契約書